

兵庫県副町長協議会規約

昭和46年	1月27日	総会	議決
改正昭和48年	12月5日	総会	議決
改正平成8年	7月2日	総会	議決
改正平成11年	7月1日	総会	議決
改正平成16年	7月5日	総会	議決
改正平成17年	7月5日	総会	議決
改正平成18年	5月9日	理事会	議決
改正平成19年	2月19日	理事会	議決

(目的)

第1条 本会は、副町長としてその職務の遂行上必要な調査、研究を行ない、地方自治振興に寄与することを目的とする。

(名称及び組織)

第2条 本会は、兵庫県副町長協議会と称し、県下全町の副町長をもって組織する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、兵庫県町村会内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 行財政に関する調査、研究
- (2) 行財政に関する研修会の開催
- (3) その他目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
理事	12名以内

2 会長及び副会長は、理事のうちから互選する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

3 理事は、本会の運営と事業の推進に当たる。

(役員の仕事)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再選は妨げない。

2 前項の任期中に会員の資格を失った者は、役員の職を失う。

3 補欠によって、新たに役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事)

第8条 本会に、幹事若干名を置き、兵庫県町村会職員のうちから会長が委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け会務に従事する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置く。

2 顧問は、次の職にある者及び会長の推せんにより理事会の承認を経た者を会長が委嘱する。

兵庫県町村会長

兵庫県市町振興課長

3 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

(理事会)

第10条 理事会は、会長が必要と認めた場合若しくは理事の2分の1以上から要請があった場合に開く。

2 理事会は、会長が招集し、会議における議長の職務は会長が行う。

(専門部会)

第11条 本会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員及び組織については、理事会の同意を得て会長が定める。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金その他の収入をもってあてる。

(役員報酬等)

第13条 役員には、報酬及び旅費は支給しない。ただし、専門部会その他本会の事業遂行上特に必要と認めたときは、理事会の同意を得て実費を支給することができる。

(規約の改正)

第14条 この規約の改正は、理事会の議決によらなければならない。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規約は、昭和46年1月27日から施行する。

附 則

この規約は、昭和48年12月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成8年7月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年7月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成16年7月5日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成17年7月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年5月9日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。